

【10. 主な入札参加資格】

令和2・3年度大淀町入札参加資格者名簿(建設工事)の資格業種「建築一式工事」に登録のある2者又は3者で構成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」といいます。)であって、その共同企業体を構成する者(以下「共同企業体構成員」といいます。)のいずれもが次に掲げる条件を全て満たした共同企業体であること。

(1)入札公告日において、共同企業体構成員の全てが、それぞれの立場に応じて次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

① 共同企業体の代表者

- i 近畿2府4県に本店又は代理権限を持つ営業所を有すること。
- ii 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(審査基準日が競争入札参加表明書の提出日前より1年7ヶ月以内のものうち直近のものとし、本契約締結日まで有効なものに限ります。)において「建築一式工事」についての審査を受けており、その総合評定値(P)が1000点以上の者であること。
- iii 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第15条の規定により「建築工事業」について特定建設業の許可を受けている者であること。

② 共同企業体の代表者以外の共同企業体構成員

①に同じ。

(2)この工事を行う期間中、次の条件を満たす「建築一式工事」の専任の主任(監理)技術者を共同企業体構成員ごとに1名配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、共同企業体の代表者においては監理技術者を配置すること。

① 主任技術者にあつては、次のいずれかに該当し、競争入札参加表明書の提出の日において、入札に参加しようとする者と3ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。

- i 一級建築施工管理技士の資格を有する者
- ii 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者
- iii これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 監理技術者にあつては、1級国家資格者等であり、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者で、競争入札参加表明書の提出の日において、入札に参加しようとする者と3ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。